

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 12 月 24 日 (金) 第 272 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

<b>規 則</b>	<b>告 示</b>	
○家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則 (※)		(畜産課取扱い) 1
○保安林の指定の解除予定の通知 (2件)		(森づくり推進課取扱い) 2
○保安林の指定に係る通知の掲示		(森づくり推進課取扱い) 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (3件)		(水産振興課取扱い) 3
○家畜伝染病の発生		(畜産課取扱い) 3
○土地改良区の定款の変更の認可		(農地整備課取扱い) 3
○基本測量の実施		(監理課取扱い) 4
○土砂災害警戒区域の指定の解除		(砂防課取扱い) 4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除		(砂防課取扱い) 4
○土砂災害警戒区域の指定		(砂防課取扱い) 5
○土砂災害特別警戒区域の指定		(砂防課取扱い) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定		(北薩地域振興局取扱い) 6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定		(始良・伊佐地域振興局取扱い) 6
<b>選 挙 管 理 委 員 会 告 示</b>		
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※)		(選挙管理委員会取扱い) 6
<b>県立病院局企業管理規程</b>		
○鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (※)		(県立病院課取扱い) 7

## 規 則

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第52号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則 (昭和26年鹿児島県規則第83号) の一部を次のように改正する。

第 5 条 中 「第 31 条 第 2 項」 を 「第 31 条 第 3 項」 に 改 め る。

別記第 1 号様式中 「氏名 印」 を 「氏名 」 に 改 め , 同 様 式 注 中 1 を 削 り , 2 を 1 と し , 3 を 2 と す る。

別記第 2 号様式その 1 (腐蛆病検査以外の検査等用) 中 「氏名 印」 を 「氏名 」 に , 「第 31 条 第 2 項」 を 「第 31 条 第 3 項」 に 改 め , 同 様 式 其 の 1 (腐 蛆 病 検 査 以 外 の 検 査 等 用 ) 注 中 1 を 削 り , 2 を 1 と し , 3 を 2 と し , 4 を 3 と し , 5 を 4 と し , 同 様 式 其 の 2 (腐 蛆 病 検 査 用 ) 中 「氏 名 印」 を 「氏 名 」 に , 「第 31 条 第 2 項」 を 「第 31 条 第 3 項」 に 改 め , 同 様 式 其 の 2 (腐 蛆 病 検 査 用 ) 注 1 を 削 り , 同 様 式 其 の 2 (腐 蛆 病 検 査 用 ) 注 2 を 同 様 式 其 の 2 (腐 蛆 病 検 査 用 ) 注 と す る。

別記第3号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、「第21条ただし書」を「第21条第1項ただし書」に改め、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注とする。

別記第4号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第5号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の家畜伝染病予防法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 告 示

### 鹿児島県告示第1138号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
大島郡宇検村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1139号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
熊毛郡南種子町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1140号

令和3年12月1日農林水産省告示第2014号で保安林として指定された森林に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を中種子町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 所在が不分明な者の名称  
官有地
- 2 通知の要旨  
(1) 保安林の所在場所  
熊毛郡中種子町納官字上ヶ尻2656番（国有林）

- (2) 指定の目的  
風害の防備

#### 鹿児島県告示第1141号

南さつま市坊津町坊6328番地 9 竹内文也及び南さつま市坊津町坊9299番地 5 岩崎太久からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 3 年 12 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 区域及び区分

- 1 区域 南さつま市坊泊区域（坊泊漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてさば釣り漁業を営む漁業

#### 鹿児島県告示第1142号

南さつま市坊津町坊6752番地 竹内通洋及び南さつま市坊津町坊6269番地 上村秀人からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 3 年 12 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 区域及び区分

- 1 区域 南さつま市坊泊区域（坊泊漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

#### 鹿児島県告示第1143号

熊毛郡屋久島町中間774番地 岩川武光及び熊毛郡屋久島町中間11番地 日高精一からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 3 年 12 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 区域及び区分

- 1 区域 屋久島町栗生区域（熊毛郡屋久島町小島，平内，湯泊，中間及び栗生の地区）
- 2 区分 主として沿岸一本釣り漁業を営む漁業

#### 鹿児島県告示第1144号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 3 年 12 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	鹿児島市	令和 3 年 11 月 29 日
患畜	1	薩摩川内市	令和 3 年 12 月 8 日

#### 鹿児島県告示第1145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和 3 年 12 月 8 日付で沖永良部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 3 年 12 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

## 鹿 児 島 県 告 示 第 1146 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 3 年 12 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 作業の種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 奄美市，三島村，十島村，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町及び知名町

## 鹿 児 島 県 告 示 第 1147 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和 3 年 12 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	霧島市	急・清水四丁目 1，急・清水三丁目 1，急・台明寺 8，急・台明寺 12，急・台明寺 13，急・山元 2，急・台明寺 14，急・辻 5，急・台明寺 19，急・辻 6，急・辻 7，急・永田 2，急・永田 3，急・野添 2，急・野添 3，急・宇都良 2，急・野添 5，急・宇都良 5，急・落水 5，急・外城 1，急・玄亀庵 2，急・弟子丸 2，急・中央一丁目 4，急・城山町 3，急・鐘突 1，急・鐘突 3，急・名波町 1，急・名波町 2，急・山下町 1，急・落水 6，急・芦谷 2，急・毛梨野 2，急・毛梨野 3，急・芦谷 4，急・毛梨野 4，急・毛梨野 6 及び急・溝上 1
土石流	霧島市	土・城山町 1，土・中央二丁目 1，土・中央二丁目 2，土・中央二丁目 3，土・中央二丁目 4，土・名波町 1，土・名波町 2，土・名波町 3，土・名波町 4 及び土・芦谷 2

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿 児 島 県 告 示 第 1148 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 8 項の規定により，次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお，土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については，次の図のとおりとする。

令和 3 年 12 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	霧島市	急・溝上 1

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設

部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	霧島市	急・清水四丁目1，急・清水三丁目1，急・台明寺8，急・台明寺12，急・台明寺13，急・山元2，急・台明寺14，急・山元4，急・辻5，急・台明寺19，急・辻7，急・永田2，急・永田3，急・野添2，急・野添3，急・宇都良2，急・野添5，急・宇都良8，急・宇都良5，急・落水5，急・外城1，急・玄亀庵2，急・弟子丸2，急・中央一丁目4，急・城山町3，急・城山町4，急・鐘突1，急・鐘突3，急・名波町1，急・名波町2，急・山下町1，急・落水6，急・芦谷2，急・毛梨野2，急・毛梨野3，急・芦谷4，急・毛梨野4，急・毛梨野6及び急・溝上1
土石流	霧島市	土・城山町1，土・中央二丁目1，土・中央二丁目2，土・中央二丁目3，土・中央二丁目4，土・名波町1，土・名波町2，土・名波町3，土・名波町4及び土・芦谷2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	霧島市	急・清水四丁目1，急・清水三丁目1，急・台明寺8，急・台明寺12，急・台明寺13，急・山元2，急・台明寺14，急・山元4，急・辻5，急・台明寺19，急・辻7，急・永田2，急・永田3，急・野添2，急・野添3，急・宇都良2，急・野添5，急・宇都良8，急・宇都良5，急・落水5，急・外城1，急・玄亀庵2，急・弟子丸2，急・中央一丁目4，急・城山町3，急・城山町4，急・鐘突1，急・鐘突3，急・名波町1，急・名波町2，急・山下町1，急・落水6，急・芦谷2，急・毛梨野2，急・毛梨野3，急・芦谷4，急・毛梨野4，急・毛梨野6及び急・溝上1
土石流	霧島市	土・城山町1，土・中央二丁目2，土・中央二丁目3，土・中央二丁目4，土・名波町1，土・名波町2，土・名波町3，土・名波町4及び土・芦谷2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

### 北薩地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年12月24日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
短期入所事業所 マリー	薩摩川内市入来町副田5956-1	社会福祉法人聖嬰会	福岡県久留米市御井町字隈2184番地6, 2187番地	鈴木三和子	令和3年12月1日	短期入所

### 始良・伊佐地域振興局告示第33号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年12月24日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
L・フラット	霧島市国分上小川1646番地1	株式会社L・フラット	霧島市国分上小川1646番地1	海野 史明	令和3年11月1日	児童発達支援
通所支援事業所 ピース	始良市鍋倉1548-2	合同会社ピース	始良市下名230番地1	豊 真理	令和3年11月1日	放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
放課後等デイサービスまなびや松木	霧島市国分松木町38-21	株式会社まなびや	霧島市国分福島一丁目19番20号	室屋 正俊	令和3年12月1日	放課後等デイサービス
音	伊佐市菱刈前目2063	一般社団法人治	伊佐市大口里3116番地4	竹内 祐治	令和3年12月15日	放課後等デイサービス

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第56号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2の表に次のように加える。

231	社会福祉法人秀京会特別養護老人ホーム 恵比須	枕崎市宮田町181番地
232	住宅型有料老人ホームエスプリ鹿児島	霧島市隼人町真孝2720

3の表に次のように加える。

22 | 障害者支援施設光の里

南さつま市加世田高橋2190

**県立病院局企業管理規程**

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月24日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

**鹿児島県立病院局企業管理規程第11号**

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表助産料の項中「161,000円」を「157,000円」に、「178,000円」を「174,000円」に、「182,000円」を「178,000円」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。